

船舶事故等調査報告書

平成24年8月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012神第29号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成23年12月26日 17時15分ごろ	
発生場所	兵庫県姫路市坊勢島南方沖 姫路市所在の坊勢港西ノ浦西5号防波堤灯台から真方位178° 1.85海里付近 (概位 北緯34° 37.1' 東経134° 31.3')	
事故等調査の経過	平成24年3月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 油タンカー 第十五^{きょう}丸、152トン 134908、個人所有</p> <p>B 漁船 金比羅丸、4.9トン HG3-33409（漁船登録番号）、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 一等航海士A、五級海技士（航海）</p> <p>B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p>	
死傷者等	なし	
損傷	<p>A 右舷船尾部外板に擦過傷</p> <p>B 球状船首部に破口を伴う凹損及び船首部材折損</p>	
事故等の経過	<p>A船は、一等航海士Aほか2人が乗り組み、C重油約200klを積載し、一等航海士Aが単独で船橋当直に就き、自動操舵により約8ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で東進中、B船は、船長Bが1人で乗り組み、自動操舵により約5knの速力で北進中、平成23年12月26日17時15分ごろ、坊勢島南方沖において、A船の右舷船尾部とB船の船首部とが衝突した。</p> <p>一等航海士Aは、船首方の見張りに注意を向けて船橋当直中、右舷正横約50mにA船に向けて接近するB船の船体を認め、汽笛を鳴らしたが衝突した。</p> <p>船長Bは、船尾甲板で船尾方を向いて漁獲物の整理を行っていたところ、衝撃を感じてA船と衝突したことに気付いた。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 西北西、風力 3</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の末期</p> <p>日没時刻：16時57分</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、坊勢島南方沖を東進中、一等航海士Aが、船首方の見張りに注意を向け、適切な見張りを行っていなかったことから、B船が右舷方に接近して発見し、汽笛を吹鳴したが、B船と衝突し</p>

		<p>たものと考えられる。</p> <p>B船は、坊勢島南方沖を北進中、船長Bが、漁獲物の整理を行い、見張りを行っていなかったことから、A船に接近し、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因		<p>本事故は、日没後の薄明時、坊勢島南方沖において、A船が東進中、B船が北進中、一等航海士Aが適切な見張りを行わず、また、船長Bが見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考		<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目視だけでなくレーダーも活用して周囲の見張りを行うこと。 ・ 航行中は、できる限り操船に専念すること。 ・ 切迫した衝突の危険があるときは、切迫した危険を避けるための動作を行うこと。